

改正

平成21年3月30日内達第3号

平成24年3月28日内達第13号

平成29年3月6日内達第3号

産業医科大学倫理委員会専門委員会に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、産業医科大学倫理委員会規程（昭和63年規程第25号。以下「規程」という。）第20条第4項の規定に基づき、産業医科大学倫理委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 専門委員会は、産業医科大学倫理委員会（以下「委員会」という。）の審議及び審査事項のうち、委員会が専門委員会で調査審議する必要があると認めた事項について、倫理的、法的、社会的及び医学的な観点から専門的に調査審議することを目的とする。

(適用の基準)

第3条 専門委員会における審査等、運営に関しては、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年3月文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）等によるほか、この達に定めるところによる。

(組織)

第4条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員（以下「専門委員」という。）をもって組織する。

- (1) 委員会副委員長
- (2) 委員会の委員の中から選出された者 2名以内
- (3) 倫理・法律面において優れた見識を有する専門家 2名以内
- (4) 自然科学面において優れた見識を有する専門家 2名以内
- (5) 人格識見高く、広く社会の意見を反映できる者 2名以内
- (6) その他委員会が必要と認める者 若干名

2 専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 専門委員会に委員長（以下「専門委員長」という。）を置き、委員会副委員長をもって充てる。

2 専門委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 専門委員長に事故があるときは、あらかじめ専門委員長が指名した専門委員が、その職務を代行する。

（会議及び議決）

第6条 専門委員会は、専門委員の3分の2以上が出席し、かつ、第4条第1項第3号又は第5号の専門委員が1名以上出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 専門委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

3 専門委員は、自己の申請に係る審査の審議及び議決に加わることができない。

（審議の方針）

第7条 専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

（議事録等）

第8条 専門委員会の議事録等については、規程第17条から第19条までの規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えて適用する。

（事務処理）

第9条 専門委員会の庶務は、大学事務部大学管理課において処理する。

附 則

この達は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日内達第3号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日内達第13号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月6日内達第3号）

この達は、平成29年4月1日から施行する。